

令和3年5月11日

施設利用のみなさまへ

倉敷市

市内スポーツ施設の臨時休館及び利用制限について

倉敷市でも新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しており、人の移動や接触の機会を最小限にとどめるため、市内のスポーツ施設の利用に関する制限を実施します。

記

1 利用制限の期間

令和3年5月14日（金）から令和3年5月31日（月）まで

2 臨時休館を行う施設

高梁川船穂一之丁広場，福田東スポーツ広場，通生スポーツ広場

3 利用制限を行う施設

倉敷運動公園・酒津公園・水島緑地福田公園・水島中央公園・中山公園・玉島の森・児島地区公園・真備総合公園内のスポーツ施設，倉敷武道館，水島武道館，児島武道館，玉島武道館，船穂武道館，船穂弓道場，倉敷体育館，水島体育館，粒江球技場，粒浦球技場，茶屋町球技場，倉敷市屋内水泳センター，倉敷市グラウンド・ゴルフ場，吉岡川北広場

4 利用制限の内容

- ・既に予約済みの方は，施設利用の延期又は中止を検討していただきますようお願いします。
- ・当面の間，施設の新規利用・予約受付を停止します。

5 その他

- ・施設予約をキャンセルした場合，既に納付済みの使用料は，全額還付しますので，各施設の窓口にお問い合わせください。
- ・今後の状況に応じて，運用を変更する場合があります。